

平成25年7月17日

# 消防庁舎整備計画検討会関連資料

鳥取県東部広域行政管理組合



## 構成市町人口推移

旧市町村	所 属	S50	S53	55	60	H2	7	12	17	22	23	増減 (対S53)
鳥取市	鳥取消防署	122,311	127,132	127,953	136,282	141,145	144,224	148,403	149,606	148,479	49,827	
	東町出張所										32,039	
	吉方出張所										20,017	
	湖山消防署										47,060	
	計	122,311	127,132	127,953	136,282	141,145	144,224	148,403	149,606	148,479	148,943	21,811
国府町	国府分遣所	8,550	8,602	8,567	8,463	8,610	8,425	8,457	8,592	8,708	8,751	149
	計	8,550	8,602	8,567	8,463	8,610	8,425	8,457	8,592	8,708	8,751	149
岩美町	岩美消防署	16,062	15,891	16,358	15,853	15,766	15,256	14,131	13,926	13,013	12,893	-2,998
福部村		3,193	3,162	3,238	3,250	3,457	3,576	3,501	3,475	3,272	3,239	77
	計	19,255	19,053	19,596	19,103	19,223	18,832	17,632	17,401	16,285	16,132	-2,921
船岡町	八頭消防署	4,938	4,903	5,094	5,097	5,122	5,034	4,679	4,477	4,245	4,245	-658
河原町		9,168	9,073	9,468	9,052	9,168	8,800	8,418	8,299	7,782	7,716	-1,357
郡家町		9,651	9,729	10,058	9,905	10,033	10,231	10,035	9,608	9,111	9,111	-618
	計	23,757	23,705	24,620	24,054	24,323	24,065	23,132	22,384	21,138	21,072	-2,633
智頭町	智頭出張所	11,651	11,532	11,924	11,168	11,073	10,479	9,439	9,158	8,314	8,169	-3,363
	計	11,651	11,532	11,924	11,168	11,073	10,479	9,439	9,158	8,314	8,169	-3,363
若桜町	若桜出張所	6,989	6,819	7,012	6,258	6,226	5,742	5,122	4,690	4,072	3,959	-2,860
八東町		6,572	6,550	6,742	6,380	6,520	6,208	5,651	5,349	5,072	5,072	-1,478
	計	13,561	13,369	13,754	12,638	12,746	11,950	10,773	10,039	9,144	9,031	-4,338
佐治村	用瀬出張所	3,806	3,713	3,856	3,573	3,546	3,315	2,893	2,791	2,456	2,386	-1,327
用瀬町		4,952	4,920	5,019	4,955	4,978	4,766	4,335	4,229	3,938	3,865	-1,055
	計	8,758	8,633	8,875	8,528	8,524	8,081	7,228	7,020	6,394	6,251	-2,382
鹿野町	気高消防署	4,886	4,727	4,684	4,693	4,589	4,546	4,535	4,364	4,266	4,207	-520
気高町		9,766	9,848	10,113	10,226	10,388	10,489	9,992	9,877	9,381	9,287	-561
	計	14,652	14,575	14,797	14,919	14,977	15,035	14,527	14,241	13,647	13,494	-1,081
青谷町	青谷出張所	9,551	9,513	9,556	9,155	9,250	8,893	8,272	8,030	7,286	7,126	-2,387
	計	9,551	9,513	9,556	9,155	9,250	8,893	8,272	8,030	7,286	7,126	-2,387
合 計		232,046	236,114	239,642	244,310	249,871	249,984	247,863	246,471	239,395	238,969	2,855

※ 人口については、消防年報、市・町報、国調人口等を参考とした。

署所別 火災発生件数（過去10年間）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取消防署	12	18	11	13	15	13	14	15	6	11
東町出張所	6	5	6	12	7	8	9	4	4	5
吉方出張所	3	10	3	4	11	15	4	5	5	3
湖山消防署	24	22	29	25	20	29	18	32	21	13
国府分遣所	2	4	4	2	2	4	5	5	4	2
岩美消防署	10	8	11	4	16	4	6	14	11	9
八頭消防署	12	15	12	14	15	3	15	15	15	8
智頭出張所	5	7	6	5	6	3	2	3	6	4
若桜出張所	2	9	3	7	4	1	4	4	10	5
用瀬出張所	3	6	2	4	5	1	6	2	6	6
気高消防署	6	6	10	6	8	6	2	4	9	9
青谷出張所	3	5	3	6	5	4	6	2	6	3
計	88	115	100	102	114	91	91	105	103	78

署所別 救急発生件数（過去10年間）

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取消防署	3,608	3,535	3,765	3,879	4,075	4,118	3,982	4,168	4,276	4,444
東町出張所										
吉方出張所										
湖山消防署	1,085	1,157	1,120	1,180	1,214	1,229	1,253	1,252	1,432	1,338
国府分遣所	216	186	230	215	265	233	212	280	302	343
岩美消防署	416	533	523	557	523	520	506	518	567	542
八頭消防署	718	723	713	772	748	773	761	751	748	764
智頭出張所	275	239	264	369	266	276	240	264	316	260
若桜出張所	303	338	335	275	311	326	349	346	326	381
用瀬出張所	220	256	248	251	260	296	260	289	329	291
気高消防署	500	487	469	459	488	473	461	501	529	594
青谷出張所	322	299	314	312	298	301	268	329	330	313
計	7,663	7,753	7,981	8,269	8,448	8,545	8,292	8,698	9,155	9,270

# 消 防 庁 舎 の 現 況

平成25年7月現在

名称	構造	開設年月日	耐用年数	経過年数	延面積	敷地面積	Is値	Iw値
東町出張所	木造2階建一部鉄筋コンクリート造平屋建	S43. 4. 1	24年	45年	152.2	124.64		0.25
吉方出張所	鉄骨造・平屋建	S52. 4. 1	38年	36年	167.58	1,118.77	0.53	×
湖山消防署	鉄筋コンクリート造2階建	S53. 4. 1	50年	35年	592.9	1,821.55	0.96	○
岩美消防署	鉄骨造・2階建	S53.10. 1	38年	34年	502.73	1,841.97	0.24	×
八頭消防署	鉄骨造・2階建	S53.10. 1	38年	34年	502.73	2,000.00	0.25	×
気高消防署	鉄骨造・2階建	S53.10. 1	38年	34年	502.73	1,957.43	0.28	×
若桜出張所	鉄骨造・平屋建	S54.10. 1	38年	33年	278.25	661.53	0.2	×
智頭出張所	鉄骨造・平屋建	S54.10. 1	38年	33年	271.54	922.48	0.17	×
用瀬出張所	鉄骨造・平屋建	S54.10. 1	38年	33年	270.48	810	0.1	×
国府分遣所	鉄骨造・平屋建	S54.10. 1	38年	343	270.48	1,006.87	0.1	×
消防局	鉄筋コンクリート造4階建	H元. 7. 1	50年	23年	3,872.87	4,984.39		
鳥取消防署		H元. 4.11						
青谷出張所	鉄骨造・平屋建	H 2. 4.11	38年	23年	265.5	734.26		

※ 耐用年数は、総務省所管補助金交付規則(平成14年3月22日総務省令第32号)に基づく処分制限期間による。

※ 耐震診断は、昭和56年以前に建築された庁舎を対象として実施。

※ 耐震診断は、防災拠点のため基準のIs値=0.6に割り増し、1.25倍した0.75を判定指標とした。(市建築住宅課協議)

## Is値(Iw値)の目安

Is値(非木造)	Iw値(木造)
0.3未満	0.7未満
0.3以上0.6未満	0.7以上1.0未満
0.6以上	1.0以上

倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

## 消防庁舎整備計画検討会設置要綱

### (設置)

第1条 広域発足から34年が経過し、東部圏域の社会構造、社会経済状況も大きく変貌し、災害態様も複雑多様化・大規模化する中、消防力の充実強化を図る上で、消防活動拠点となる消防庁舎の整備は、欠くことのできない重要課題である。このため、消防庁舎整備にあたり、今後を見据えた長期的展望に立ち、東部圏域の実情と地域性を考慮した、総合的な消防庁舎整備を検討する消防庁舎整備計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会は次に掲げる事項を協議、検討する。

- (1) 東部圏域における消防庁舎の現状と課題に関すること。
- (2) 東部圏域における署所適正配置等に関すること。
- (3) 消防庁舎の機能充実に関すること。
- (4) 耐震診断、老朽化等に基づく改修、建替え等に関すること。
- (5) 事業実施に伴う財源と整備スケジュールに関すること。
- (6) 総合的な消防庁舎整備計画(案)の検討に関すること。
- (7) その他消防庁舎整備に関連する事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者（第7条において「会員」という。）をもって構成する。

### (期間)

第4条 検討会の設置期間は、平成25年9月30日までとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、期間を変更することができる。

### (会長等)

第5条 検討会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長、副会長は次のものをもって充てることとする。

- (1) 会長は、副管理者のうち鳥取市副市長とする。
- (2) 副会長は、会長が指名する者とする。

### (会長等の職務)

第6条 会長は、検討会を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、会議に会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

### (事務局)

第8条 検討会の事務局は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮って会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。

建築物の耐震化については、平成7年の阪神・淡路大震災において、昭和56年に建築基準法が施行される以前の耐震基準に基づいて建築された建築物に被害が多かったことから、全国的に建築物の耐震化が進められている。

さらに、東北太平洋沖地震後、東海・東南海・南海地震等の発生確率が急速に高まる中、東部消防局においても、防災拠点となる消防庁舎の耐震化は、早急に取り組むべき重要課題である。

## 1 消防庁舎整備の必要性

広域発足から34年が経過し、庁舎の建替え、耐震化、機能充実等に伴う大規模改修等あらゆる角度から検討し、防災体制に万全を期すことが必要であり、耐震診断等を踏まえて、あらためてすべての庁舎を対象とする早急な整備が必要である。

(1) 耐震化の推進・・・H22年度から23年度にかけて、S56年以前に建築された庁舎を耐震診断した結果、12署所中、鳥取消防署、湖山消防署、青谷出張所以外はすべて不適格であり、早急な耐震化が必要

- ・ 消防庁舎の現況
- ・ 耐震診断結果の概要
- ・ 全国の耐震化の現状

(2) 老朽化の進行・・・ほとんどの庁舎がS53、54年に建築されたもので、老朽化（経過年数32～33年）が進行（耐用年数38年）  
（特に東町出張所は、S43年建築で44年経過し、狭隘で老朽化が著しく、早急な対応を行なうことが喫緊の課題）

(3) 機能の充実・・・救急消毒室の確保、仮眠室の個室化、女性職員に対する職場環境の整備、消防活動拠点としての機能の確保と改善等

## 2 消防庁舎整備計画の策定

庁舎整備を検討する上で、庁舎建設又は耐震・大規模改修の比較など、事業費とあわせて総合的な検討を行ない、年次的に事業を推進していく必要がある。

### 《検討のポイント》

- (1) 署所配置場所
  - ア 人口動態
  - イ 地域環境の変化（道路環境含む）
- (2) 機能充実への対応
  - ア 増築、大規模改修
  - イ 今後を見据えた防災拠点、経済性
- (3) 耐震改修に伴う代替仮設建物の確保
- (4) 新築と耐震・大規模改修との比較検討
- (5) 費用財源の検討
- (6) 優先順位等

## 3 消防庁舎整備計画(案)の作成について

### 消防庁舎整備計画検討会の設置

#### 構成メンバー

- ・ 構成市町
- ・ 東部広域事務局
- ・ 東部広域消防局 等